

大北森林組合等補助金不適正受給事案について

大北森林組合等補助金不適正受給事案とは・・・

- ・平成19年度から26年度にかけて、大北森林組合が森林整備や森林作業道整備といった造林補助事業において、不適正に補助金を受給していたもの。
- ・大北森林組合では、元専務理事が主導して不適正な補助金申請を行い、下請事業者を通じて着服、私的利益を得ていた。
- ・北安曇地方事務所林務課の予算消化を目的とした未完了事業の申請依頼等を契機とし、本来組合が行うべき集約化業務の肩代わり等により多忙となった同課の現地調査の軽視等により、不適正申請は増大した。
- ・また、本庁林務部は、こうした組合や林務課の実態把握を怠ったことは、不適正受給が長期に渡った要因となった。
- ・大北森林組合以外の事業主体、県に対する指導監督費も含んだ不適正額は、約16億1百万円となっている。

- 大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 大北森林組合の補助金不適正受給の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 大北森林組合の不適正受給に関する経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 不適正に受給された補助金の返還請求と国庫補助金の返還への対応・・・・・・・・ 4
- 県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況

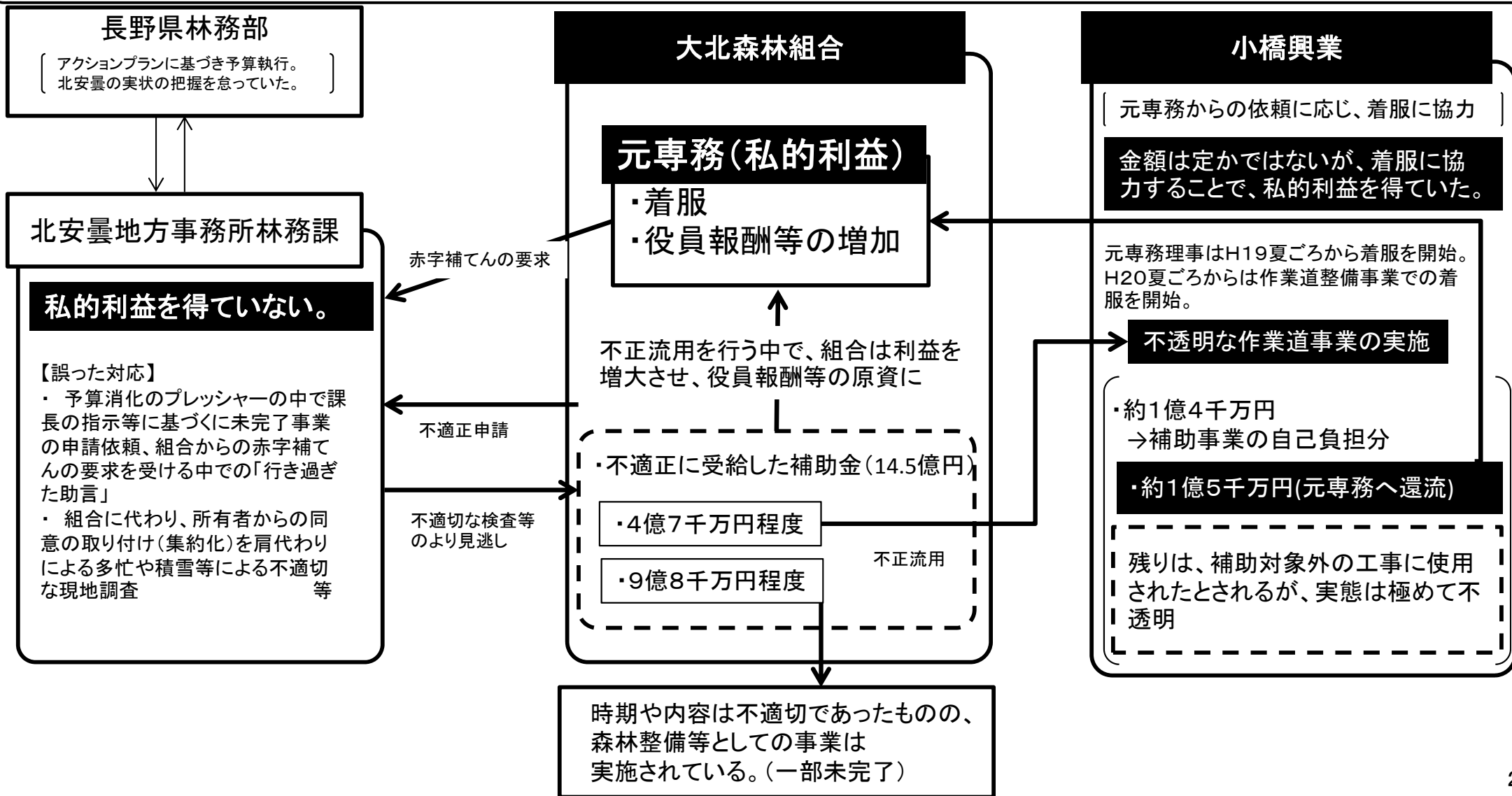
- 平成26年12月に事案を県として組織的に把握。直ちに部局を横断した調査チームを設け、調査を開始。
- 平成27年4月に外部有識者による大北森林組合補助金不正受給等検証委員会を設置。事案の徹底した検証を行っていただき、同年7月に検証報告。平成27年8月7日に不適正受給に対する対応方針を定め、公表。
- 法的に最大限可能な補助金返還請求（約9億65百万円）⇒平成29年1月27日大北森林組合は、事業経営計画、補助金等返還計画を策定。
- 大北森林組合、元専務理事の刑事告発 ⇒平成29年3月28日刑事事件判決（確定）元専務理事懲役5年、大北森林組合罰金100万円。
- 関係した県職員に対する懲戒処分等（25人）。
- 二度とこうした事案を発生させないため県庁を挙げての意識改革・組織風土改革・しごと改革によるコンプライアンスの推進。
- 平成29年4月に大北森林組合等補助金等不適正受給事案に係る法的課題検討委員会を設置。8月23日に提出された同委員会の報告書を踏まえ、9月には損害賠償請求についての対応方針を定め、公表。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事案の 究明・検証	●4/8 間伐の未完了事業の把握(※1) 事案の組織的把握 (※2)→12/15 ● ●1/29 (県)事案を公表 (委員会)事案の 徹底した検証	●8/7 (県)不適正受給に対する対応方針を公表 ●11/30 検証委員会報告後に県が行った調査の検証結果公表		(林務部改革推進委員会)事案に対する県の対応の検証
組合等への 返還請求等	→ (県)書類・現地調査、 県職員・組合への聴取調査	案件毎に現地確認など十分な精査を実施したものから、 順次、組合等への補助金返還請求を実施 (H27/8/14～H28/12/12)		
国庫補助金 の返還	↓ 国への説明	(県)国庫補助金返還等への対応を公表→6/10 ●	●9/12(県)国からの返還命令等に基づき国庫補助金返還等を実施	
刑事告発等		●8/14 (県)組合等を刑事告発 ●12/11 (地検)組合及び元専務を起訴 初公判2/8 ●	刑事判決3/28 ●	
県職員の 懲戒処分等		●12/25 (県)職員25名の懲戒処分等 ●3/25 (県)元職員1名の退職金返納処分		
大北森林 組合への 指導・監督		●10/5(組合)県へ謝罪 ●1/18 必要措置命令発出 (組合)補助金返還計画策定→5/30 ●	●1/27(組合)補助金返還計画等見直し 造林事業への補助金の交付を公表→3/23 ●	継続指導(事業経営計画、補助金等返還計画のモニタリング)
損害賠償 請求				(法的課題検討 委員会) ●9/12 (県)損害賠償 について対応方針を公表 監査委員による監査(県職員)
県職員の 意識改革等		行動計画策定10/27 ● コンプライアンス推進 (委員会)取組状況の検証→3/16 ●	●4/15 (県)H28行動計画策定 (委員会)取組状況の検証→2/14 ●	●4/19 (県)H29行動計画策定 (委員会)取組状況の検証→2～3月 ●

(※1) 北安曇地事林務課担当者が組合の間伐事業において未完了事業の存在を把握。平成26年4月10日に林務部担当課に報告されたものの、組合が未完了部分を実施する意向であったことなどから早期完了という誤った指示
(※2) 平成26年12月4日に組合から林務課担当者に森林作業道整備に関し、不適正な申請を継続してきたことを疑わせる発言があり、同月15日に組織的に共有されたことから県での調査が開始

大北森林組合の補助金不適正受給の全体像

- 大北森林組合の元専務は、不適正受給開始前の平成19年夏ごろから小橋興業を通じた着服を行っていた。
- 元専務理事は、森林整備を進めようとする北安曇地方事務所林務課に対し、作業道整備の自己負担等を理由に赤字補てんを要求していた。
- 元専務理事は、平成19年度末の北安曇地方事務所の予算消化を目的とした未完了事業の申請依頼や平成20年度の林務課担当者からの行き過ぎた助言を契機とし、平成20年夏頃から高規格作業道整備事業での着服を開始。本来組合が行うべき集約化業務の肩代わり等により多忙となった同課の現地調査の軽視等の対応を利用し、不適正申請を増大させ、元専務は多額の私的利益を得ていた。
- 本庁林務部は、こうした組合や林務課の実状把握を怠り、長期にわたる不適正申請を防げなかった。

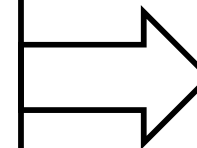


大北森林組合の不適正受給に関する経過

※検証委員会資料（H28.11.15）
を基に作成

- 平成19年度末に北安地事林務課が、未完了等の事業でも申請するよう依頼したことにより、不適正申請が開始
- 一方、組合は、地方事務所に対し、アクションプラン等の協力の前提として組合から補助残の補てんを主張
- 組合の主張に対し、地方事務所の担当者は要綱の解釈上認められない申請について、行き過ぎた助言
- 現地調査の不備等地方事務所への対応を見て、組合は、不適正申請を増大させ、組合の運転資金等として恒常化

- 不適正受給が長期に渡った要因
 - ・ 検査業務における前例の踏襲
(現地調査の軽視、年度末の未完了申請黙認等) ⇒業務多忙により改められなかった
 - ・ 行為の違法性に対する認識が乏しかった
(後日必ず事業が実施され、このような運用が許されるとの誤った認識)



全庁を挙げた
コンプライアンスの推進

不適正開始前 (～H18)

H16(県アクションプラン策定)

・当時、北安曇は、森林整備が進まない地域。地方事務所と組合の関係も疎遠。

H17

・組合は、H17赤字決算を契機に、搬出間伐等への対応のため、高規格作業道等の整備を推進。
・高規格作業道の整備等について、事業計画等がなく、補助金の自己負担分(補助残)が赤字として負担になっていた。

H18

・小谷村でクマ被害による森林整備の要望の高まりを受け、組合に代わり地方事務所が所有者のとりまとめを行ったが、業務量が膨大になっていた。

不適正開始時 (H19～H21)

H19(不適正受給開始)

・H19末に向けて本庁から北安地事へ予算消化の依頼があり、林務課長の指示の下、未完了等の事業でも申請するよう組合へ依頼したことにより不適正申請が開始

・アクションプラン等の協力の前提として組合から作業道の補助残について補てんの主張。

H20～21

・担当者が、補助要件に逸脱した申請を認めるような行き過ぎた助言を行ったこと、地方事務所において業務多忙等を理由に十分な調査が行われず、組合の不適正申請を助長。

不適正継続時 (H22～H23)

H22～23

・組合は、地方事務所への対応を見て、不適正申請を増大させた。

・組合は、運転資金等の必要から不適正受給を恒常化。

・地方事務所では、業務多忙や現地調査業務の慣例踏襲により、引き続き、不十分な調査により不適正申請を見逃した。

不適正発覚時 (H24～)

H24～25

・組合の不適正な申請に気づき注意するも、全ては発見されず、以降、組合からの不適正申請件数はピーク時に比べ減少したが、依然として継続。

H26

・地方事務所造林担当者の報告により事案が発覚。

発覚後の組合の対応

事案発覚後、県の聴取り調査に対し、当初、組合は意図的な不適正申請を否定。その後、謝罪とともに意図的なものと申告。さらにその後、県職員の関与を主張。

不適正に受給された補助金の返還請求と国庫補助金の返還への対応

- 検証報告後の県の調査や国との事案の精査の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円。
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円を返還請求。
- H28.9に国からの返還命令等に基づき、約11億40百万円の国庫返還等を実施。
- 国庫返還を行ったものの、組合等へ返還請求できていないもの、加算金については、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費節減により対応。

※: 県の受給した指導監督費を含む

国庫返還等への対応の概要

事業費
約16億1百万円

【組合等への返還請求等の状況】

国・県ともに時効完成（415百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国の時効未完成（県完成）（174百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国・県ともに時効未完成（965百万円）

組合等へ補助金返還請求済

不用萌芽除去・指導監督費（46百万円）

県の誤った指導に基づくもの（不用萌芽除去）、県の行う指導監督への補助（指導監督費）であり、補助金返還請求できない。

加算金（353百万円）

県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。

【国費・県費の内訳】

県費
148百万円
時効完成

国費
267百万円
時効完成

県費
48百万円
時効完成

国費
126百万円
国庫返還

県費
340百万円
時効未完成

国費
625百万円
国庫返還

県費
10百万円

国費
36百万円
国庫返還

国費
353百万円
国庫納付

【損害賠償等の対応方針】

・国庫補助金返還分を除き、時効により損害賠償請求できない

・国庫補助金返還分について大北森林組合等及び元専務に対し、「損害賠償請求についての対応方針」に基づき対応

→ 国庫返還額等約11億40百万円

・H29までに懲戒処分による給与減額や旅費その他の事務経費の削減により対応

・H30までに「しごと改革」の断行による経費の削減で対応
・「損害賠償請求についての対応方針」に基づき対応

県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組

- 林務部では、今回の事案の反省を踏まえ、二度とこのような事案を起こさないという決意の下、平成27年10月に再発防止に向けて、林務部コンプライアンス推進行動計画を策定。
- 職員の意識改革、事務事業の適正化、計画ありきではなく現地要望等に沿った予算編成の徹底、造林補助事業等のチェック体制の強化、森林組合に対する指導監督の強化等に取り組んでいる。

「県民起点」の意識改革

○コンプライアンス意識の定着・向上

- ・新たに林務部に配属された職員に対して大北事案や行動計画に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に、ホスピタリティーに関する研修を実施。

○職員のモチベーション向上

- ・「林務部業務内容」に森林・林業行政の歴史や現状を加えるなど、内容を見直し、組織的に目標を共有している。

風通しのよい対話にあふれた組織づくり

○コミュニケーションの活性化

- ・風通しのよい職場環境の醸成するため、職員各自が持ち回りで講師となる職場検討会を実施している。

○広報・情報発信の充実

- ・ホームページ・ブログ・イベントを活用し、林務部の業務内容や取組状況等を積極的に情報発信している。

大北事案等研修会(TV会議)



造林事業の運用改善

○要領改正等の運用改善

- ・施行地毎の写真添付の義務化など要領の改正を行い、森林組合等の林業事業体向けに周知徹底している。

○2人体制で厳格な調査実施

- ・適正な現地調査実施の牽制効果の確保のため、現地調査を2人体制で実施、職員の資質向上のための研修を実施している。

森林組合の経営改善

○組合検査の強化

- ・今年度から全面検査を行う森林組合全てに公認会計士を同行するよう体制を強化している。

○組合の内部管理体制整備促進

- ・公正な会計処理の徹底と事業執行状況の公表を宣言し、組合自ら内部管理体制の整備に取り組んでいる。

林業事業体向け説明会



造林事業調査員研修



風通しのよい職場検討会



公認会計士

県職員



公認会計士同行検査